

令和 2 年度事業計画

I 事業計画の基本方針

政府は、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなかで、在日米軍の安定的な駐留を確保し、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を実現していくことが重要であるとしている。こうしたなか、関係地主は、駐留軍用地等（駐留軍用地、自衛隊用地、県企業局用地）施設・区域の安定的な提供を通じて、国等へ協力している。本会では、その施設・区域に関する諸問題の適正妥当な解決と関係地主の財産権擁護を目的に政策提言等の事業、活動を展開していくこととする。

本会の主な取組みとして、駐留軍用地等の賃貸料の増額措置に向けた取組みでは、県内地価の上昇による賃貸料予算の増額と評価地目の見直しを行う。さらに、地域間格差の是正については、防衛省と連携して取り組んでいくこととする。

駐留軍用地の跡地利用をめぐるについては、平成 24 年 4 月より、施行された「跡地利用特措法」が令和 4 年 3 月末に失効することから同法律の期限延長・改正に向けた取組みとして、自衛隊施設用地の適用など、前回改正時の未達成項目などについて要望を取りまとめて、関係機関等と協議しながら、国に対して要請を行っていくこととする。

本年度の具体的な活動内容として、公益的な活動（継続事業）では、人材育成、社会福祉等の団体への寄付を通じて、社会貢献活動の支援を行う。駐留軍用地等に関する諸問題の解決に向けては、情報収集と実態把握に努め、国、県等と意見交換を行い、情報発信に努めていくこととする。跡地利用をめぐるについては、「土地連セミナー」を開催し、返還の進捗状況や跡地利用に係る法制度、施策への理解を深めてもらいながら、返還に関する情報を関係者等へ迅速に提供していくこととする。

会員に供する活動（その他事業）では、共済融資斡旋事業の周知と利用推進に向けた活動を行う。駐留軍用地等の契約及び補償手続きの推進に関する事業では、地主会と連携しながら賃貸料の請求・受領等の手続きを実施していくこととする。

会員、組織運営に関する活動（法人会計）では、市町村会員、地主会員と意見、情報交換を行い、会員の意見集約に繋げていくこととする。また、定時会員総会、理事会、地主会長会、三役調整会議等を適時開催し、事業、活動が適切に行えるよう運営していくこととする。

II 具体的な活動内容

1 公益的な活動（継続事業）について

(1) 人材育成、社会福祉等の社会貢献活動を支援する事業

- ・人材育成に関する団体への主な寄付（沖縄県国際交流人材育成財団ほか）
- ・社会福祉に関する団体への主な寄付（沖縄県社会福祉協議会ほか）

(2) 国民の安全・安心の確保に関する事業

- ①駐留軍用地等に係る国、県との意見調整及び政策提言に関する事業
- ・位置境界未確定をめぐる問題等についての情報収集
 - ・税制をめぐる問題や課題等の整理と情報発信

- ②駐留軍用地等についての実態に関する調査、資料、文献の収集、閲覧、出版の編集及び発行に関する事業
- ・駐留軍用地等の賃貸料額、返還された面積等の調査
 - ・「土地連会報(広報誌)」等の発行、インターネットによる情報発信

(3) 地域社会の健全な発展に向けた返還及び跡地利用の促進に関する事業

- ①駐留軍用地等の返還及び跡地利用に関する調査、資料、文献の収集及び政策提言に関する事業
- ・返還や跡地利用をめぐる問題等についての国、県との意見交換
 - ・「跡地利用特措法」の期限延長・改正に関する要請
 - ・「土地連セミナー」の開催

- ②駐留軍用地等の返還に伴う跡地利用の促進支援に関する事業
- ・関係地主会との情報・意見交換と意見集約
 - ・返還地と移設先に関する情報ネットワークを通じた情報収集・提供

2 会員に供する活動（その他事業）について

(1) 共済融資斡旋事業

- ・共済融資の利用推進に向けたチラシ等の作成と広報活動
- ・金融機関と地主会との意見・情報交換会の開催

(2) 駐留軍用地等の契約及び補償手続きの推進に関する事業

- ・沖縄防衛局との事務委託契約に基づく受託事務の実施
- ・地主会からの委任に基づく賃貸料の請求・受領、支払等の実施
- ・賃貸借契約書に係る国との意見交換

(3) 駐留軍用地等の賃貸料の増額措置に向けた政策提言に関する事業

- ・駐留軍用地等の適正な賃貸料に関する予算の増額措置に関する要請
- ・賃貸料の地域間格差の是正に向けた取り組み

3 「法人会計」としての会員、組織運営（管理）に関する活動について

- ・定時総会、理事会、地主会長会、三役調整会議等の開催
- ・役職員の研修会への参加、地主会役職員との意見、情報交換会の開催